

竹本さんの労働審判、 会社がカット理由の詳細、答えず！

組合員の竹本さんが平成13年夏のボーナスカットの不当性を訴えて申し立てた労働審判において、相手方の会社が提出した内容には、注意指摘したとする「非違行為」10件の日付と事象を答えただけでその他の詳しいカット内容は明らかにしませんでした。

会社の「答弁書（2）」に書かれた10件のカット理由は、組合と会社が行った苦情処理会議で明らかにした10件と同じ内容であります。ただ詳しくなったのは、査定期間内に20件の非違行為があったという事と、月だけだったのが日にちと時刻が増えただけでした。

これでは竹本さんが訴えた内容「会社が、カットに至る基本協約を自分たちの都合のいいように利用している」＝「裁量権の濫用」を会社が否定したことにはなりません。

以下は、労働審判で明らかになったカット理由の回答です。

1. 平成24年11月4日12時16分頃、上り列車、新大阪駅にて、レバーサ転換を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
2. 平成24年11月16日23時8分頃、名古屋車両所にて、「1ノッチ・速度5キロ以下」の確認喚呼を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
3. 平成24年11月17日7時33分頃、名古屋駅電留線到着時、採時を誤ったため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
4. 平成24年11月17日7時40分頃、名古屋駅到着時、ICカードの抜き取りを失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
5. 平成25年1月26日15時59分頃、新大阪引上線にて、ブレーキ試験を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
6. 平成25年2月7日12時24分頃、乗務点呼時、徐行票の訂正を失念していたため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
7. 平成25年2月26日11時25分頃、新大阪発車時、「ATC入換」の指差確認喚呼を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
8. 平成25年3月27日11時2分頃、大阪第一車両所にて、出庫時、「速度10キロ以下16」の確認喚呼を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
9. 平成25年3月27日11時6分頃、大阪第一車両所にて、着発線入線時、「停止位置16」の確認喚呼を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
10. 平成25年3月27日3月27日11時10分頃、大阪第一車両所にて、レバーサ転換を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。

乗務員のみなさん！こんな理由がカットの理由にされています。どう思いますか！？